

令和五年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	1
旅館業法施行条例の一部を改正する条例	2

令和5年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第108号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき本県に派遣された職員に支給する手当に係る規定の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。

第109号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 高圧ガス保安法に基づく事務のうち、認定高度保安実施者に係る次の事務を市町村に権限移譲すること。

ア 製造のための施設等の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受理

イ 危害予防規程の提出の要求

(2) 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度の廃止に伴う規定の整理

3 施行期日

2の(1)については高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(2)については同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第110号議案

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 旅館業の譲渡及び譲受けの承認に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者	申請 1 件につき 7,400円

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。